ハ　連携媒体は、情報の連携以外の目的で使用しないこと。また、連携媒体を情報の連携に関係のない電子計算機に接続しないこと。

ニ　連携媒体の管理は定められた者が行うこと。

ホ　連携媒体は事務室等の所定の場所に保管し、施錠等の必要な措置を講ずること。また、庁舎外に持ち出すときは、施錠可能なケースの使用等、適切な措置を講ずること。

第七　既設ネットワークとの接続

一　既設ネットワークとの接続条件

連携サーバと情報連携端末との間の通信を確保するため、又は情報連携端末と住民記録システムデータベースサーバを電気通信回線により結ぶ場合において当該通信を確保するため、既設ネットワークと本システムとを接続するときは、既設ネットワークにおいて、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

1　体制の整備等

イ　既設ネットワークのセキュリティを確保するため、既設ネットワークの開発及び運用に関する責任体制及び連絡調整体制を明確にすること。

ロ　既設ネットワークにおいて、個人情報の漏えいのおそれがある場合の事務処理体制を確立すること。

2　電気通信回線上の盗取の防止

電気通信回線は専用回線を用い、又はそれに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。この場合において、電気通信回線はデータを円滑に送信し、又は伝送するために必要な伝送速度を確保すること。

3　ファイアウォールによる通信制御

既設ネットワークと情報連携端末等との間にファイアウォールを設置し、本システム上の処理又は既設ネットワーク上の処理に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

4　電気通信関係装置の保護等

既設ネットワークに係る電気通信関係装置等は、既設ネットワークの管理責任者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。

5　機器の接続

既設ネットワークの管理責任者は、ネットワークに機器を接続するための手続、方法等を定め、接続状況を適切に管理すること。

6　外部との接続

イ　既設ネットワークの管理責任者は、既設ネットワークを外部ネットワークに接続するための手続、方法等を定め、接続及び運用に関する業務を総括的に管理すること。

ロ　既設ネットワークと外部のネットワークを接続する場合は、既設ネットワークと外部のネットワークとの間にファイアウォールを設置し、厳重な通信制御を行うこと。

二　既設ネットワークとの接続状況についての連絡調整

市町村長は、既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、総務大臣及び法務大臣と連絡調整を行うこと。

附　則

この告示は、平成二十四年七月九日から施行する。

○総務省・経済産業省告示第二号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二十六条第一項の規定により、同法第十四条第一項に規定する指定調査機関について、次のとおり調査の業務の全部の廃止を許可したので、同法第二十六条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年六月十五日

総務大臣　川端　達夫

経済産業大臣　枝野　幸男

一　名称　公益財団法人日本適合性認定協会

二　住所　東京都品川区東五反田一丁目二十二番一号

三　指定調査機関が行う調査の業務に係る国外適合性評価事業の区分　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）第二条第二号の国外適合性評価事業

四　廃止の日　平成二十四年六月十七日

○法務省告示第二百四十一号

出入国管理及び難民認定法施行令第二条等に規定する伝達の方法等を定める省令（平成二十四年法務省令第二十五号）第二条の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、住居地伝達等に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準を次のように定める。

平成二十四年六月十五日

法務大臣　滝　実

住居地伝達等に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準

第一　目的

この告示は、出入国管理及び難民認定法施行令第二条等に規定する伝達の方法等を定める省令（平成二十四年法務省令第二十五号。以下「伝達方法等を定める省令」という。）第二条の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、住居地伝達等を電気通信回線を通じて送受信するための情報システム（以下「本システム」という。）に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準を定めることを目的とする。

第二　定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　住居地伝達等　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第二条、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）第二条第一項及び第三条並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）第十八条及び第二十五条の規定による伝達及び通知（伝達方法等を定める省令第一条第一号に定める電気通信回線を通じた送信の方法による場合に限る。）をいう。

二　連携サーバ　住居地伝達等の受信を行い、並びに本システムの運用管理を行うための法務大臣の使用に係る電子計算機及び電気通信関係装置をいう。

三　情報連携端末　住居地伝達等の送信を行い、並びに本システムの運用等を行うための法務大臣が市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に使用させる電子計算機（入出力装置、ファイアウォールその他法務大臣が市町村長に使用させる情報連携端末に係る周辺機器等を含む。）をいう。

四　ICカード取扱端末　在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。）に電磁的方式により記録された内容の確認等を行うための法務大臣が市町村長に使用させる電子計算機（入出力装置、ファイアウォールその他法務大臣が市町村長に使用させるICカード取扱端末に係る周辺機器等を含む。）をいう。

五　住民記録システムデータベースサーバ　住民記録システム（電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等の全部又は一部により構成され、住民基本台帳に関する記録を管理し、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に関する事務を処理するためのシステムをいう。）に係る住民基本台帳に関する記録を管理するための市町村長の使用に係る電子計算機をいう。